

## 議案第 5 2 号

### 消防救急デジタル無線各種機器の取得について

下記のとおり消防救急デジタル無線各種機器を取得するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年三田市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

### 記

#### 1 取 得 数 量

1 式

#### 2 取 得 の 目 的

消防救急無線は、安全確実な消防活動を行うためには必要不可欠なものである。デジタル化により秘匿性が向上するとともに、更に高度な情報通信を可能とし、市民の安全安心の向上を図る。また、消防救急無線は、電波法（昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号）関係審査基準の改訂により現在のアナログ無線の使用期限が平成 2 8 年 5 月 3 1 日までとなり、それまでにデジタル無線へ移行する必要がある。

#### 3 取 得 金 額

2 2 0 , 5 0 0 , 0 0 0 円

4 取得の相手方

大阪府吹田市江坂町2丁目1番43号

株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部

部長 坂口 晋

## 消防救急デジタル無線各種機器の概要

## 1 概要

消防救急デジタル無線システムは、消防本部と乙原中継所に設置される基地局と消防車両や救急車両等に装備される車載型無線機、消防隊員・救急隊員等が携行する携帯型無線機等の移動局で構成される。この無線システムにより各部隊間、各隊員間の情報共有を可能とし、安全・確実・迅速な災害対応を行おうとするものである。

## 2 消防救急デジタル無線設置場所及び設置機器

名称	住所	主な設置機器
三田市消防本部	三田市下深田 3 9 6 番地	各種センター設備 基地局無線装置
三田市消防署	三田市下深田 3 9 6 番地	車載型無線機 携帯型無線機
三田市消防署西分署 三田市消防署東分署	三田市長坂 1 1 4 3 番地 三田市志手原 2 1 6 番地 6	車載型無線機 卓上型固定移動局無線装置 携帯型無線機

## 3 消防救急デジタル無線各種機器の条件

- (1) 消防指令センターと活動部隊間及び部隊内等の無線交信を円滑かつ迅速に行うための最新鋭の無線システムであること。
- (2) 音声通信のみならず、データ通信機能等の最新技術を駆使した高機能・高性能な装置であること。
- (3) 各種機器は、総務省消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠し、異メーカーによる相互通信にも対応しているものであること。
- (4) 指令センターと基地局等のアプローチ回線は、有線ネットワーク及び多重仕様等のあらゆる回線に対応可能な基本機能を有すること。